

藤枝市と住宅金融支援機構が連携

令和4年4月版

www.flat35.com



子育てファミリー世帯で
最大 **100** 万円助成

子育てファミリー
移住定住促進事業

子育てファミリー世帯で
最大 **170** 万円助成

空き家活用・流通
促進事業



当初 5 年間(地域活性化) 借入金利 年 **0.25** % 引下げ
当初 10 年間(子育て支援)

【フラット35】地域連携型

【フラット35】S
でさらに金利を
引下げ

藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業
空き家活用・流通促進事業に関するご相談は



藤枝市都市建設部住まい戦略課
054-631-5750(直通)

〒426-8722
静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号 藤枝市役所東館2階

【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構お客さまコールセンター

ハロー フラット35

0120-0860-35(通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420(通話料金がかかります。)

① 藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業 最大100万円助成

ホームページ
はこちら →



新築住宅取得事業

<補助対象者>

市外に居住する子育てファミリーまたは、市内の賃貸住宅に居住する子育てファミリー(※1)であって、新築住宅(※2)を建築又は購入する方で、藤枝市の定める要件に該当する方

新築住宅移転事業

<補助対象者>

新築住宅(※2)に居住を希望する市外に居住する子育てファミリー(※1)であって、藤枝市の定める要件に該当する方

※1 子育てファミリーとは

現に同居し扶養する『満18才以下の子(平成16年4月2日以降に生まれた子)または妊娠している方』がいる世帯をいいます。

※2 新築住宅とは

人の居住の用に供したことがない一戸建て住宅または新築マンション(いずれも建設工事の完了日から起算して1年経過したものを除く)をいいます。

(注)事業によって補助内容や補助金額が異なります。補助事業の詳細な内容は、藤枝市のホームページをご覧ください。

② 藤枝市空き家活用・流通促進事業 最大170万円助成

ホームページ
はこちら →



取得事業

<補助要件>

市外・市内の世帯が入居するために市内の空き家および中古マンションを購入し、住民票を異動する方

移転事業

<補助要件>

市外の世帯が入居するために市内の空き家および中古マンションに引っ越し、住民票を異動する方

改修事業

<補助要件>

市外・市内の世帯が入居するために市内の空き家および中古マンションを改修し、住民票を異動する方

■空き家とは

個人が所有権を有しまたは有していた、居住を用途とする一戸建ての住宅(昭和56年6月1日以降に建築されたものをいう。昭和56年5月31日以前に建築されたものは所定の耐震補強工事を行ったもの(行うものも含む))のうち、人が居住していないか、居住しなくなる予定のものをいう。

■中古マンションとは

個人が区分所有権を有しまたは有していた、居住を用途とする共同住宅(昭和56年6月1日以降に建築されたものをいう。昭和56年5月31日以前に建築されたものは所定の耐震補強工事を行ったもの(行うものも含む))の単一の住戸のうち、人が居住していないか、居住しなくなる予定のものをいう。

(注)事業によって補助内容や補助金額が異なります。補助事業の詳細な内容は、藤枝市のホームページをご覧ください。



【フラット35】Sで
さらに金利を引下げ

③【フラット35】地域連携型 当初5年間年又は当初10年間年0.25%金利引下げ



住宅を取得する方で、

① 藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業の補助金を受ける方 → 当初10年間金利を引下げ

② 藤枝市空き家活用・流通促進事業の補助金を受ける方で、

子育てファミリー(※)に該当する方 → 当初10年間金利を引下げ

子育てファミリー(※)に該当しない方 → 当初5年間金利を引下げ

※18歳以下の子がいる世帯等。詳細は藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金交付要綱をご覧ください。

【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、藤枝市から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

《借入れに当たっての注意事項》 ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。 ●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。 ●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ●【フラット35】S(0120-0860-35)までお問合せください。 ●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。 ●【フラット35】Sは第三者に賃貸する目的の物件などの投資物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。 ●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。(令和4年4月現在)